

10年保存

機密性 1

平成 24 年 12 月 27 日から  
平成 34 年 12 月 26 日まで

基監発 1227 第 1 号

平成 24 年 12 月 27 日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長  
( 契 印 省 略 )

「介護事業場に係る都道府県に対する情報提供について」の一部改正について

介護事業場（介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定等を受けてサービスの提供を行う事業場）に対して労働基準関係法令違反に係る司法処分を行った場合については、平成18年2月7日付け基監発第0207001号「介護事業場に係る都道府県に対する情報提供について」（以下、「課長内かん」という。）において、都道府県介護保険担当部（局）担当課長あて情報提供することとされている。

平成24年4月1日から施行された改正介護保険法により、地方自治法に規定する指定都市及び中核市（以下「指定都市等」という。）において、これまで都道府県が行うこととされていた居宅サービスの指定等の事務処理（一部を除く。）を行うことになったところである。

また、平成18年4月1日から、市区町村が指定権限等を有する、認知症対応型共同生活介護等の地域密着型サービスが開始されているところである。

これを受け、今般、課長内かんを別添の新旧対照表のとおり改正することとしたので、了知の上、適切に対応されたい。

なお、厚生労働省老健局振興課長から、別紙のとおり都道府県介護保険主管部（局）長あてに平成24年12月27日付け老振発1227第1号「介護事業場に係る労働基準監督機関からの情報提供について」が発出されたので申し添える。

## 「介護事業場に係る都道府県に対する情報提供について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: right;">基監発第0207001号 平成18年 2月 7日 <u>一部改正</u> 基監発1227第 1号 平成24年12月27日</p> <p>都道府県労働局労働基準部監督課長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省労働基準局監督課長</p> <p style="text-align: center;">介護事業場に係る都道府県等に対する情報提供について</p> <p>標記について、介護事業場（介護保険法に基づく<u>指定等を受けてサービスの提供を行う事業場</u>）における適正な労働条件・安全衛生の確保を図るため、今般、都道府県、<u>地方自治法に規定する指定都市、中核市又は市区町村（以下「都道府県等」という。）</u>による介護事業場に対する適切な指導監査に資するよう、労働基準法等関係法令違反に係る司法処分を行った介護事業場について、<u>都道府県等に対して情報提供することとしたので、介護事業場について司法処分を行った場合には、別添様式を用いて、下記のとおり当該介護事業場が提供するサービスの指定等を行った都道府県等に対して情報提供されたい。</u></p> <p>なお、厚生労働省老健局振興課長から別紙のとおり通知されているので申し添える。</p> <p>別紙：平成24年12月27日付け老振発1227第1号「介護事業場に係る労働基準監督機関からの情報提供について」</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 <u>情報提供しようとする介護事業場が、都道府県の指定等を受けてサービスを提供している場合は、当該指定等を行った都道府県の介護保険主管部（局）長あて情報提供すること。</u></p> <p>2 <u>情報提供しようとする介護事業場が、地方自治法に規定する指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）の指定等を受けてサービスを提供している場合は、当該指定等を行った指定都市等の介護保険主管部（局）長あて情報提供すること。</u></p>	<p style="text-align: right;">基監発第0207001号 平成18年 2月 7日</p> <p>都道府県労働局労働基準部監督課長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省労働基準局監督課長</p> <p style="text-align: center;">介護事業場に係る都道府県に対する情報提供について</p> <p>標記について、介護事業場（介護保険法に基づくサービスの提供を行う事業場）における適正な労働条件・安全衛生の確保を図るため、今般、都道府県等による介護事業場に対する適切な指導監査に資するよう、労働基準法等関係法令違反に係る司法処分を行った介護事業場について情報提供することとしたので、介護事業場について司法処分を行った場合には、別添様式により、都道府県介護保険担当部（局）担当課長あて情報提供されたい。</p> <p>なお、厚生労働省老健局振興課長から別紙のとおり通知されているので申し添える。</p> <p>別紙：平成18年2月7日付け老振発第0207001号「介護事業場に係る労働基準監督機関からの情報提供について」</p>

3 情報提供しようとする介護事業場が、市区町村（指定都市等を除く。）の指定を受けて地域密着型サービスを提供している場合は、当該指定を行った市区町村介護保険主管課長あて情報提供すること。

4 情報提供しようとする介護事業場が、複数のサービスを提供し、各サービスの指定等の主体が異なる場合は、当該指定等を行ったすべての都道府県等に対して情報提供すること。

この場合の具体的な情報提供先は、上記1から3を参照すること。



老振発 1227 第 1 号  
平成 24 年 12 月 27 日

各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

介護事業場に係る労働基準監督機関からの情報提供について



従来、介護保険サービスに基づく指定を受けてサービスの提供を行う事業所における労働基準法等の労働関係法令の違反については、「介護事業場に係る都道府県に対する情報提供について」（平成 18 年 2 月 7 日基監発第 0207001 号）により、労働基準監督機関が事業者に対して労働基準法等関係法令違反に係る司法処分を行った場合に、都道府県に情報提供されていました。

今般、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号。以下「法」という。）の施行に伴い、介護保険における居宅サービスの指定等の事務が都道府県から指定都市及び中核市に委譲されたこと等を踏まえ、別紙のとおり、上記通達が改正され、情報提供の対象として指定都市及び中核市の介護保険主管部（局）長が追加されました。

また、市区町村が指定等の事務を行うこととされている地域密着型サービスについては、今般、労働基準監督機関からの情報提供は、市区町村介護保険主管課長に対してなされることになりました。

また、法の施行により「労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、又は執行を受けることがなくなるまでの者」（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 70 条第 2 項第 5 号の 2 等）について、介護サービス事業者の指定等をしてはならないものとなったことを踏まえ、当該情報を活用していただきますようお願いいたします。

つきましては、管内市区町村に周知するとともに、貴職が実施される指導監査等について、遺憾なきを期するようお願いいたします。